



壬生町公示第 2 5 号

下記に係る書類については、住居所・相続人不明等のため送達できないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

当該書類は、壬生町役場に保管してあるので、送達を受ける者の申し出があるときは、交付する。

（注 意）

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 7 月 2 1 日

壬生町長 小 菅 一 弥



送達する書類の名称

令和 7 年度介護保険料 更正決定通知書

送達を受けるべき者の氏名

鈴木 久雄